

○ 職員の高齢者部分休業に関する条例（例） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（高齢者部分休業） 第二条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、五分を単位として行うものとする。</p>	<p>2 （略）</p> <p>（高齢者部分休業） 第二条 高齢者部分休業の承認は、一週間を通じて二十時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。</p>